

# たつの市いじめ防止基本方針



令和6年4月  
たつの市  
たつの市教育委員会

## 目次

はじめに.....	1
1 いじめの防止等に関する基本的な考え方.....	1
(1) いじめの定義	
(2) いじめ防止のための基本的な理念	
(3) たつの市児童生徒のいじめの状況	
2 たつの市の取組.....	2
(1) たつの市いじめ防止基本方針の策定	
(2) たつの市いじめ問題対策連絡協議会	
(3) 教育委員会の附属機関の設置	
(4) いじめ防止に向けた具体的な取組	
3 学校の取組.....	5
(1) いじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置	
(2) 学校評価、教員評価の改善	
(3) 未然防止	
(4) 早期発見	
(5) 早期対応	
(6) インターネットを通じて行われるいじめへの対応	
4 家庭、地域、関係機関の役割.....	10
(1) 家庭の役割	
(2) 地域の役割	
(3) 関係機関の役割	
5 重大事態への対処.....	11
(1) 市教育委員会又は学校による調査	
(2) 市長による再調査	
(3) 再調査の結果を踏まえた措置	
6 いじめ防止等の検証及び見直し.....	13
たつの市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱（運営規則）.....	14

## ◆はじめに

少子高齢化、核家族化の進行に伴い、まちづくりを支える地域の活力や子育て環境が変化し続ける中、近年、学校においては、いじめの問題が深刻な課題となっている。

このような中、たつの市では、まちづくりの基本指針の一つである「未来を担い 文化を育む人づくり」を推進し、「人間力、家庭力、地域力」を育む中で、豊かな感性や思いやりの心を持った人づくりを積極的に進めてきた。

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を及ぼす行為であり、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。その解決を図るためには、学校、家庭、地域が連携を更に強化し、複雑化、多様化するいじめの問題にも対応できる取組の推進に努めなければならない。

そこで、この度、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及び兵庫県いじめ防止基本方針を踏まえ、全ての子どもがいじめを行わず、いじめを放置することがないように、たつの市民が一体となっていじめを撲滅するための基本的な方針等を示す「たつの市いじめ防止基本方針」を定めるものである。

### 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

#### (1) いじめの定義（法第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの基本的な認識（「いじめ対応マニュアル」兵庫県教育委員会より）

- ①いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## (2) いじめ防止のための基本的な理念（法第3条）

全ての児童生徒が、いじめを行わず、いじめは許されない行為であることを十分に理解した上で、主体的かつ積極的にいじめ防止に向け取り組む姿勢を持つよう、また、児童生徒を見守る大人一人ひとりが、「いじめ問題は、学校を含めた社会全体の問題であり、許せない行為である」という強い認識の下、それぞれの役割と責任を果たすため、兵庫県いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等に関する基本的な考えを次のとおりとする。

- いじめは全ての児童生徒に関係し、全ての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを児童生徒が十分に理解し、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、市民総掛かりでいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## (3) たつの市児童生徒のいじめの状況

### ①「表面化しにくい」いじめ

暴力行為を伴ういじめより、仲間はずれや無視など心理的な攻撃を伴ういじめが多い。その被害は表面化しにくく、潜在化する傾向がある。

### ②インターネット上で行われるいじめ

電子メールやソーシャルネットワークサービス上で行われる誹謗中傷などによるいじめが増加傾向にある。インターネット等の匿名性を悪用し、被害が広範囲に及ぶこともある。

## 2 たつの市の取組

市は、児童生徒のいじめの状況に鑑み、いじめ防止の対策を推進するため、必要な措置を講ずるとともに、市民一体となった取組を推進する。

また、市教育委員会は、いじめ防止のための施策を主体的に展開し、学校と一体となって取り組んでいく。

(1) たつの市いじめ防止基本方針の策定（法第12条）

たつの市のいじめ防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処などが効果的に推進されるよう具体的な対策を定める。

(2) たつの市いじめ問題対策連絡協議会（法第14条）

いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、学校・教育委員会・保護者・少年育成センター・警察・その他関係者により構成する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。たつの市青少年問題協議会設置条例（平成17年条例第158号）に基づき設置した「たつの市青少年問題協議会」がその役割を担うものとする。

(3) 教育委員会の附属機関の設置（法第14条第3項）

たつの市立学校管内で発生したいじめ事案において、各学校いじめ防止基本方針に基づき対応を図る中で、法第28条に係る重大事態に及んだ際に、事案の原因究明、再発防止対策等の実施を行うため、「法に係るたつの市教育委員会附属機関」を設置する。

(4) いじめ防止に向けた具体的な取組（法第7条）

法の基本理念に基づき、たつの市におけるいじめ防止等のため、以下の取組を推進する。

①人権教育の充実

法第4条「児童等は、いじめを行ってはならない。」に基づき、「いじめは、相手の人権と人格を傷つける行為であり、決して許されるものではない」という認識の下、全ての教育活動を通じて生命尊重の精神や人権感覚を養う教育を推進する。

②道徳教育及び体験活動等の充実

法第15条に基づき、人間尊重の精神や他者への思いやり、生命に対する畏敬の念を育み、心の通い合う人間関係づくりをすすめ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を充実させる。

③情報モラルに関する指導の充実

法第19条に基づき、ネットに潜む危険性を十分に理解した上で、スマートフォンやネット上のトラブルについて、常に最新の動向を把握するとともに効果的に対処できるよう啓発をする。ネットを通じて行われるいじめへの対応については、法第19条第

3項に基づき、必要な措置を講じる。

さらに、児童生徒及び教職員に対してインターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処について学習する機会を確保する。

#### ④いじめの実態把握・早期発見

いじめの防止、早期発見のため、いじめに関する生活アンケート調査を市内全小中学校で定期的に実施する。アンケート調査の分析をいじめ対応チームで行い、様々な情報を収集するとともに実態把握に努め、防止のための活動に取り組む。

#### ⑤早期対応

教育委員会は、学校との情報交換を行い、いじめの状況把握に努める。いじめが発生した場合、速やかに報告書の提出を求め、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することを最優先に、問題解決に向けた指導助言等、必要な支援を行う。解決が困難な事案については、市教育委員会が主導し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門家を派遣し、早期解決を図る。

#### ⑥児童生徒の主体的な活動の推進

児童生徒が主体的にいじめをなくす取組を推進するとともに、各学校の児童会、生徒会における主体的な取組を支援する。さらに、取組の内容を市民へ積極的に発信するよう呼びかける。

#### ⑦教職員の資質向上

法第18号第2項に基づき、教職員の人権感覚や対応能力を高めることを目的に、いじめ防止等のための対策に関する研修を実施する。

#### ⑧保護者等を対象にした啓発活動の実施

法第9条に示された保護者の責務に基づき、児童生徒の規範意識を養うための指導が行えるよう、保護者等を対象にした啓発活動や研修会を実施する。さらに、市教育委員会内に教育相談窓口を設け、保護者に対しいじめに係る相談制度及び救済制度等について必要な啓発活動を行う。

#### ⑨保育園・認定こども園・小学校・中学校の連携

保こ小中の校種間連携が速やかに行われるよう、定例の情報交換会を行い、児童生徒の様子はもちろん、指導体制、指導内容の共有を図る。また、保こ小、小中の連携を深めるための事業を市教育委員会で積極的に計画・推進する。

#### ⑩関係機関との連携

法第17条に基づき、いじめ防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係機関（たつの警察署、子ども家庭センター、医療機関、学校支援チーム（兵庫県教育委員会）など）との情報共有を積極的に行い、必要な体制の構築に努める。

### 3 学校の取組

学校の取組は、以下を基本に行う。具体の対応については、いじめ対応マニュアル（平成24年兵庫県教育委員会）に基づき、学校・家庭・地域の実情に即し、機動的に取り組む。

#### （1）いじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置

いじめの問題への取組に当たっては、管理職のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む。学校いじめ防止基本方針による取組や校内組織の機能については、定期的に点検・評価を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じて改善するように努める。

##### ①学校いじめ防止基本方針

法第13条に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などいじめの防止等全体に係る内容について具体的な実施計画や実施体制を定める。

基本方針は、ホームページ等で公開し、家庭・地域に理解を得るとともに、学校全体で点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを盛り込む。

##### ②いじめ対応チーム等校内組織

いじめの問題への対応に当たっては、学級担任等が一人で抱え込むことなく、学校全体で取り組む組織的な対応が重要であるが、その中核となる校内組織（いじめ対応チーム等）を設置する。必要に応じて、スクールカウンセラー、民生委員・**児童委員**等外部の人材を加える。

この校内組織には、次の機能が必要である。法において、設置が義務付けられており、校務分掌に明確に位置づけるとともに、実効ある組織とする。

- ①学校いじめ防止基本方針の策定や見直し
- ②いじめの防止対策のための年間計画の作成・実施
- ③いじめに関する児童生徒、保護者及び地域に対する意識啓発
- ④いじめの相談・通報窓口としての役割とその周知

- ⑤いじめの情報や問題行動等に係る情報の収集と記録
- ⑥いじめの情報やいじめが疑われる情報があった時の迅速な対応
- ⑦いじめ防止等についてPDCAサイクルによる検証・改善等

## (2) 学校評価・教員評価の改善

いじめに係る学校評価は、いじめの認知件数のみの評価ではなく、児童生徒や地域の状況を踏まえて目標を立て、その取組の検証改善に取り組むよう留意する。

また、教員評価は、いじめをはじめとする生徒指導上の課題について、組織的対応の取組として評価されるよう留意する。

## (3) 未然防止

全教職員の協力体制の下で児童生徒に向き合う時間を確保し、年間を見通して予防的、開発的な取組を計画・実施する。また、いじめの問題への取組の重要性について、家庭・地域と認識を共有し、教育活動に支援を得ながら一体となり「いじめを生まない土壌づくり」に向けた取組を推進する。

### ①学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

道徳教育、人権教育、特別活動、他者・社会・自然と関わりを深める体験活動等を充実させ、命や人権を尊重した豊かな心を育成する。

### ②いじめに対する正しい理解

あらゆる機会をとらえて、いじめとは何かを児童生徒と教職員が共有し、児童生徒一人ひとりに対し、互いを思いやり、他者を自分と同じように尊重できる心や、いじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育成する。

### ③互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

学級活動、児童会・生徒会活動等でいじめ防止の活動を自分たちで考え実施する主体的な活動を進め、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係づくりを進める。

### ④児童生徒や学級の状況の把握

児童生徒に変化が見られる場合には、面接するなど早期に関わる。

児童生徒や学級の状態を把握し、スクールカウンセラーや特別支援教育コーディネーター、必要に応じて外部の専門家の助言も参考にしながら具体的な指導計画を立てる。

さらに、配慮を要する児童生徒の進級や進学、転学に際し、教職員間や校種間、学校



間で適切な引継ぎを行う。

#### ⑤校内研修の充実

いじめ対応マニュアル等を活用した校内研修やいじめの事例研究等により、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。

### (4) 早期発見

早期発見、早期解決のため、日頃から児童生徒の観察や信頼関係の構築に努める。また、いじめは、大人が気づきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど見えにくいものであることを踏まえ、いつでもいじめが起こり得るという前提を教職員の間で共有し、それを繰り返し確認するとともに、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。

#### ①教職員の対応能力の向上

教職員が人権感覚を磨き、児童生徒の言葉を受け止め、児童生徒の立場に立ち、児童生徒を守る姿勢が大切である。また、集団の中で配慮を要する児童生徒に気づき、ささいな言動から、心の叫びを敏感に感じとれるよう、共感的に児童生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドの向上に努める。

#### ②日常的な実態把握

いじめを早期に発見するためには、休み時間等における教職員の日常的な観察や目の届きにくい場所の点検、チェックリストによる観察、教育相談を行うとともに、教室等に相談窓口の案内を掲示する。

また、日常生活での児童生徒への声かけに加え、生活ノート、教育相談、家庭訪問等により児童生徒、保護者との信頼関係を構築した上で、定期的な教育相談週間やアンケート調査を実施するなど、いじめの兆候となる情報を計画的に収集や記録を行い、教職員間で共有する。

### (5) 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめを受けている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、いじめ対応チーム等校内組織を中心とした教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関連携の下で取り組む。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む計画を立て、継続的に見守る。

#### ①いじめへの組織的対応

いじめが疑われる情報があった場合、いじめを受けた、又はいじめを知らせた児童生徒の安全を確保し、登下校、昼休み等の見守りを強化する。

指導に当たっては校内組織で対応する。当事者双方、周囲の児童生徒から個々に事情を聴き取り、正確な実態把握を行い、指導方針、役割分担を明確にした上で、連携協力して児童生徒、保護者に対応する。また、事案に応じて教育委員会、関係機関と連携する。

#### ②いじめを受けている児童生徒及び保護者への支援

いじめを受けている児童生徒を守るとともに、心配や不安を取り除き、解決への希望や自分に対する自信を持たせる。その保護者には、その日の内に面談し、事実関係を伝える。なお、保護者の不安な気持ちを共感的に受け止め、早急に今後の指導方針を伝え、今後の対応について協議を行う。さらに、児童生徒及びその保護者には適時、適切な方法で経過報告をする。

#### ③いじめを行っている児童生徒への指導及び保護者への助言

いじめを行っている児童生徒からは気持ちや状況を十分聴き取り、状況、背景にも注目しつつ、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、人間的成長につながる、き然とした対応と粘り強い指導により、いじめが非人道的行為であることやいじめを受けている側の気持ちを認識させる。

その保護者には、早急に面談し、学校での調査で明らかになった事実関係や相手の児童生徒、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について共有する。

なお、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう加害児童生徒の心情や言い分を十分に聴いた上で、一定の教育的配慮の下、特別な指導計画による指導の他、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携による措置も含め対応する。

#### ④周囲の児童生徒への指導

当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として、「いじめは決して許さない」というき然とした指導を行う。その際、いじめは加害・被害の二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめに暗黙の了解を与えてしまう「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気的形成されるようにする。特に、「傍観者」からいじめを抑止する「仲裁者」への転換を促すことが重要である。

#### ⑤市教育委員会との連携

学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに市教育委員会へ報告し、指導助言等による支援の下、管理職が中心となって組織的に対応し、迅速に問題の解決にあたる。

また、必要に応じて、スクールカウンセラー・スーパーバイザー、スクールソーシャルワーカー、学校支援チーム等の支援を要請する。

#### (6) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力の向上や、警察等関係機関と連携した指導、児童生徒、保護者への啓発に努める。

未然防止では、発達段階や携帯電話等の使用頻度に応じて、学級活動、児童会・生徒会活動等において携帯電話、スマートフォンの使用について、ルールを自分たちで考え実行する等の取組により、情報発信の配慮や、発信者と受信者の双方がメールや書き込み等に振り回されるのではなく、有益なツールとして活用する態度を育てることが必要である。また、携帯電話等を第一義的に管理する保護者と連携するため、保護者会等で携帯電話等の使用に関する学校のルールを共有する。

早期発見では、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、いじめを受けている児童生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

早期対応では、インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口等の専門的な機関と連携して対応していく。

なお、保護者に対しては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成21年3月内閣府）や兵庫県青少年愛護条例等の法令の規定を踏まえ、保護者の責務について周知を図る。

#### <参考>

[青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律]

～第6条より抜粋～

・保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。

・保護者は、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意する。

[兵庫県青少年愛護条例] ～第24条より抜粋～

・保護者は、青少年が使用するスマートフォンや携帯電話、パソコン等のインターネットを利用できる端末設備を適切に管理し、青少年が有害情報を閲覧することがないようにしなければならない。また、インターネットの利用に伴う危険性等について認識し、青少年の健全な判断能力の育成を図らなければならない。

・保護者は、青少年が使用するスマートフォンや携帯電話インターネット接続サービスの契約に際して、正当な理由があれば、携帯電話事業者に対し、フィルタリングを利用しない申し出をすることができるが、正当な理由を記載した書面を提出しなければならない。

#### 4 家庭、地域、関係機関の役割

##### (1) 家庭の役割

法第9条に基づき、保護者は、子ども達に基本的な生活習慣や学習習慣を身につけさせる責務がある。子ども達にとって、家庭がやすらぎと安心を与える場であることこそ、豊かな人間性を育むことにつながる。

##### ①いじめに関する正しい理解と環境づくり

いじめは重大な人権侵害であり、「いじめは決して許されるものではない」ということを日常の生活体験を交えながら丁寧に伝える。また、子どもがいじめを受けた場合や発見した場合は、速やかに学校や関係機関と協力し、子どもをいじめから守る行動をとらなければならない。

インターネット及びスマートフォンや携帯電話の使用については、家庭内で時間や活用方法のルールづくりを行い、実行する。

##### ②子どもとの対話を大切にしたい親子関係づくり

子どもの変化に気づいたり、悩みを打ち明けたりできる親子関係を築くよう、日ごろから子どもとの対話を大切にする。また、幼児期から親子の絆や信頼関係を深め、他者を思いやることや生命の大切さを教える。

##### (2) 地域住民の役割

いじめの問題は、市民一体となり取り組む問題であるという認識の下、学校や家庭との連携を推進し、「地域の子どもは地域で守り育てる」という地域が本来持つ教育支援機能の活性化を図る。

①子どもを見守り育てる体制の充実

地域の中で心豊かな心を育むため、地域の構成員は子ども達が安心して活動できる安全な地域づくりに努めなければならない。

②地域社会の一員としての資質の育成

子どもに対して、多様な体験活動や交流活動の場を提供し、地域全体で人間としての在り方や生き方を学ばせ、市民意識と社会の形成者としての資質を育成する。

(3) 関係機関の役割

各関係機関は、法第17条に基づき、学校や保護者への助言、いじめ防止等のための対策が適切に行われるよう、情報交換を積極的に行うなど、学校、家庭、地域、市教育委員会との連携を強化する。

## 5 重大事態への対処

(1) 市教育委員会又は学校による調査

法第28条に基づき、下記に掲げる事態（以下「重大事態」という。）に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を実施する。

①重大事態の意味

- I いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
  
- II いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

## ②調査

### ア 調査主体

市教育委員会又は学校が調査の主体となる。なお、学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会が調査を実施する。

### イ 調査を行うための組織

調査を行うための組織は、「たつの市いじめ事案に係る附属機関」とする。

## ③いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報の提供

いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について適時・適切な方法で、経過報告に努める。

## ④重大事態の発生及び調査結果の報告

重大事態の発生及び調査を行った結果については、市教育委員会を通じて市長へ報告する。

調査結果を報告する際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、当該児童生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

## (2) 市長による再調査

調査結果の報告を受けた市長は、重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「たつの市いじめ問題調査委員会」を設置し、「市教育委員会又は学校による調査」の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

①調査を行う委員は、職能団体等からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者で構成し、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

②市長は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等や調査結果を説明する。

## (3) 再調査の結果を踏まえた措置

市長は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

市長は、再調査を行った結果を市議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、関係者の個人情報に対して必要な配慮をする。

## 6 いじめの防止等の検証及び見直し

### (1) 実施状況の報告

この基本方針に基づくいじめ防止等の対策については、たつの市青少年問題協議会に毎年度いじめに関する状況を報告した上で、必要な見直しを行う。

### (2) 総合的な検証

この基本方針については、おおむね3年後を目途にたつの市青少年問題協議会において総合的な検証を行い、その結果に基づき、必要な見直しを行う。

## たつの市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱（運営規則）

たつの市

（設置）

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条1項の規定に基づき、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を強化し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、たつの市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 連絡協議会は、次のことを強化し、その結果を市長へ報告するものとする。

- （1）いじめ防止等に関する各機関及び団体における取組の状況に関すること。
- （2）いじめ防止等に向けての情報交換に関すること。
- （3）いじめ防止等に向けての共通理解事項に関すること。

（組織）

第3条 連絡協議会は、たつの市青少年問題協議会に属する次に掲げる機関に所属する委員等をもって組織し、市長が委嘱又は任命する。委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- （1）学校
- （2）たつの市関係部局
- （3）連合PTA
- （4）たつの警察署
- （5）民生委員児童委員
- （6）心理又は福祉の専門家（臨床心理士など）
- （7）市長がその専門性を認める者（学識経験者など）
- （8）たつの市教育委員会

（会長及び副会長）

第4条 連絡協議会に会長及び副会長を各1名置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、連絡協議会を代表し、会務を主催する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代理する。

（会議の開催）

第5条 連絡協議会の会議は、たつの市青少年問題協議会の会議の中で実施する。

（守秘義務）

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第7条 連絡協議会の庶務は、たつの市教育委員会事務局学校教育担当課において処理する。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。